

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十第

行發日一月一年九正大

論 說

温情主義と勞働問題……………

法學博士

田島 錦治

手數料決定上の二問題……………

法學博士

神戶 正雄

モリスの文明觀と藝術觀と勞働觀……………

法學博士

河田 嗣郎

所帶統計概説(二、完)……………

法學博士

財部 靜治

キヤナンの富の概念に就きて(一)……………

法學士

石川 興二

時事問題

智識階級の解散……………

法學博士

戸田 海市

朝鮮の財政獨立に就て……………

法學博士

小川 郷太郎

雜 錄

生活費の組織的研究の必要……………

法學博士

山本美越乃

判任官生活の實狀……………

法學士

汐見 三郎

獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて……………

法學士

大森 研造

我國^{に於}ける新ブルジョア階級の成立(二、完)……………

法學士

圓谷 弘

カンニンガム博士逝く……………

法學士

本庄榮治郎

京都帝國大學經濟學會第一回講演會記事……………

手数料決定上の二問題

神 戸 正 雄

緒言 (一)本研究の目的 (二)説述の順序

第一段 手数料對特別課徴順位問題 (一)本問題 (二)本問題の應用として手数料内部の順位問題

第二段 手数料額決定の標準

其一 手数料總額の決定 (一)全費用中の一定部たること (二)一定部の定め方

其二 手数料總額の分配 (一)主たる分配標準(A)利益に依る場合(イ)理由(ろ)標準(B)費用に依る場合(イ)理由(ろ)標準(C)右両場合の總括的批評(二)特段なる標準(A)給付能力の考慮(イ)特に貧民の爲めの免除又は輕減(ろ)一般に給付能力の考慮(B)豫防又は教育の理由)

結論 (全文の要旨)

緒 言

手数料の意義種類等につきましては、一般教科書に於て相當説明せられて、茲に多く加ふべきものを持たぬ。たゞ之に關し未だ明確に決定せられざるか又は争の存する所の問題が二つある。一は其と特別課徴との採用順位の問題で、他は其額決定の標準に關する問題である。今私は之を明かにしやうと思ふ。そして此は適々私が特別課徴問題につき研究を進めて得たる副産物である。之

との關係に於て明かにするを得たる所のものである。尙ほ此にいふ手數料は公經濟的なる固有の手數料で、名は手數料といふも其實營利收入たるものには關しない。其から其手數料が公經濟的又は公益的なる施設又は勤務に就きて生ずるが爲めには、其が人民に可分的なる特別利益をも與ふるものなること、爲めに手數料を課することが格別重大なる公益上の不利を齎らざること、(註一)を要する。此事は豫め之を斷つて置かなければならぬ。

(註一) 前論文第一段、其一、(二)の(B)の(ろ)の(1) 参照

本文説述の順序としては、先づ特別課徴との順位關係問題より説き、其れより手數料額決定の標準に及ぶ。

第一段 手數料對特別課徴順位問題

廣く手數料に關する順位問題としては、手數料對租稅關係にも問題があるが、此は既に前論文に、特別課徴對租稅につきいへると同様で、手數料が租稅に先立つべきこと論を待たぬ。で疑問はむしろ均しく特別報償的なる特別課徴と此手數料との間に於ける順位に殘る。

(一) 本問題——偕て、特別課徴と手數料と何れか先立つべきか。之につきては由來明確なる説明がない。併し私は思索の結果、一層密接關係あるものは一層疎隔したるものに先立つといふ原則を

- 1) Kutzer, Die öffentlich-rechtlichen Einnahmen der Gemeinden in Bayern. (Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Gemeindefinanzen. I.) S. 218.
- 2) Nitti, Principes de science des finances. p. 252.

確立し、此前提の下に特別課徴は手数料よりも先立つべしと爲さんとするものである。例之道路につきて見るのに、沿道の地主、此は此道路とは密接不可離の特別利益關係をもつ。そして道路の通行人又は車馬は前者よりは一層疎隔したる特別利益關係を持つ。前者に至ては殆ど夫の道路との關係を斷つことは難い。併し後者は此道路の通行を止め、又は往々にして他の道路を選みて此道路を利用せざることをも得べき關係に立つ。道路費の負擔につき先づ前者に分配して次ぎに後者に及ぶは公正の要求に適ふものといはなければならぬ。

(二)本問題の應用として手数料内部の順位問題——斯く手数料は特別課徴に對し其順位を讓るとして、手数料の中に、公共設備(例之道路)の特殊使用企業者に對する合同手数料(間々特別課徴と混同せらる)(註二)と公共設備の箇々の使用に對する個別手数料とがあり、そして其先後如何といふことが更に問題であるが、此も前記の原則に照して考ふれば、夫の合同手数料の場合は個別手数料の場合よりも恐らくは其公共施設に一層密接なりとして先行すべきものといふて差支ない。

(註二) 前論文註七參照

第二段 手数料額決定の標準

其一 手数料總額の決定

論 說

手数料決定上の二問題

第十卷 (第一號)

一五

一五

(一) 全費用中の一定部たること——は手数料總額の第一要件である。詳しくいへば手数料の總額は關係勤務又は施設の費用の全部を充すべからずして其一定部に限るべきものである(註三)。否な加之別に特別課徴の行はるべき場合には、其と手数料との合計もが夫の全費用の一部を充すことゝなるべきものである。其故は元來公務は凡べて何等か一般的重要な行はれたものであるから、其費用の一部は之を一般人民が負擔すべき筈である。即ち租税の如きにて負擔すべきものである。之によりて同時に別に特定人が特別利益を受けたからといふて、其特定人に夫の全費用を負はすべきでなく、特定人の負ふべきものは單に全費用中の一部に限るべきものであるからである。尤も實例にては之と異なることがあり、理論としても之と異なるも可といふがある(註四)。特に實例に於ては此全費用を越ゆる定め方をするがある(註五)、其と一致する定め方をするがあり(註六)、其に願慮せずして定むるがある(註七)。併し其は何れも當を得ない。そして實際にても全費用の一部とする正當の方法を採るがある(註八)。

(註三) シェフレートは曰く、共同制度が手数料義務ある公務に依りて公益をも計るの故に、手数料は公共費用額の後に相當に止まらなければならない。そして匿名政治家も、手数料に於ける各人の費用の分擔は、斯かる設備の全費を充たしてはならぬ。何となれば此が然らざれば國家營造物としての性質を失ひ、純私的設備となるからといひ、コンラードも手数料は國家より給付されたる勤務に對する直接併し唯一部の賠償である。——此が凡べての人の利益に於て必要な一般的重要な制度に關するの故に、全體もが費用の一部を引受ることが相當であるといふ。³⁾ 何れも予と同意。

3) Schäffle, Steuern. A. T. S. 30. Staatsmann a. D., Fw. S. 138. Conrad, Grundriss d. Fw. 2. Aufl. S. 5. 117-8.

特にホルグトは手数料が夫の費用を越ゆる場合を認むるも、他方に其一部に止まるべき場合をも認む。曰く、勤務給付によりて一般公共目的を達することが多く進めらるるときは、愈々多く費用の超過を止めること、事情によりては費用以下に止まるることが可能である。當該公制度及營造物の利用を困難にしないやうにする爲めである。併し斯かる勤務給付を全く無償にて一般に與ふることは不適當である。何となれば之によりて公勤務給付の要求が過剰に擴張さるゝから。そして此が又不正當でもある。何となれば此が納税者の全體を負擔せしめて、其利益に於て勤務給付を要求し又は其叱責の爲め之を引起したる者の利益となるからと。

更らに或學者は夫の全費用の一部を手数料に依りて充すべしといはず、單に其全費用を越ゆるべからずといふがある。例之バステープルは手数料は爲めに拂はるゝ所の勤務の費用以上に國家に收入を生ぜざるものといひ、フオツケは、手数料の高さは、認可等を求むる者が彼に其許與によりて生ぜられたる利益を自ら見積る度又は國家に特權なる行爲によりて引起されたる費用の補償を越ゆるを得ぬといひ、コツサも、手数料が適法なるが爲めには、其額が精密に手数料義務者に依り實際に生ぜられたる支出に従ふて定められたる或限界を越えないことが必要であるといふ。そして普魯西の地方課徴物法にも、手数料は其額が關係行政分科の費用を越えないやうに測定されなければならぬと規定せられ、エアラーがパーテンにつき説明する所に依るも、共同經濟的設備の手数料は、企業の費用を通例越えてはならない。何となれば必要な費用を越えて過剰収入を擧ぐることは、第一位に關係者の經濟上の利益を目的とする共同經濟の意義に反するからといふことである。

(註四) 例之、ツルカーは、手数料の純収入は國家等の費用と同なることを得、其以下たることを得又は之を越ゆることをも得るといひ、ホルグトは手数料が公共團體の費用を越えずといふことは手数料の本質に屬しない。——勤務給付の費用が手数料により唯一部又は全部充足せらるべきか又は超過せらるべきかは、如何なる範圍にて要求せられたる勤務給付が人民の私益又は同時に全體の利益にも用立つかに係るといひ、コツシアアは國家的行爲の効果が主として各箇の關係者の受くる利益に關するや、又は之を越えて全國民の利益又は國家組織の利益が斯の如きものとして進めらるゝや。第一部に屬するは非訟事件、教育、博物館及圖書館の維持、交通給付、認可、特許、免除を數え得る。第二には訴訟事件、造幣、市場の警察監督、

4) Borgh, Fw. S. 67.
5) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 240. Vocke, Grundzüge d. Fw. S. 87.
Cossa, Grundriss d. Fw. S. 47-8. Zelle, Städteordnung. 5 Anfl. S. 75. Eirler, Die Gemeindebesteuerung im Grossherzogtum Baden. (Gemeindefinanzen. I.) S. 160.

衛生事業を數入得る。後者に就きては手数料の徴收せらるゝだけでは此が公共行為の當該分科の費用に於ける分擔を越えてはならぬ。前者に於ては此制限は必要でない。各分科の全費用を手数料により齎らすこと、否な加之、大なる過剰を齎らすことが正當なるを得る。他方には此に於て特別な事情が唯費用の分擔を供える所の安き手数料又は手数料免除を辯護することを得るといひ、バステープルム或場合には手数料が凡べての費用を充つことありといひ、シエフレート亦た、手数料率は一方には費用額を越えて、公共給付が個人に對して持つ所の使用價値の高さまで上ほすことを得る。費用額を越えて利益の價値までの手数料の餘剰は、公權力の實行よりの純收入と見るべきであるといふて居る(前掲註三に出でたるシエフレートの言とは矛盾す。恐らく同氏自らしては費用額を越ゆることを勸むるものには非るべし)。

(註五) 普魯西の地方課徴物法第四條第二項の意義につきオーデンキルヘンは之を、手数料が設備の全費用を充たすべしと解するも、ビルンパウムは善にては手数料の高さに限界を定めない、隨て市町村が剩餘額を取ることが可能であると解して居る。又同ビルンパウムに依れば、アンハルトにても善と均しく手数料の高さに對する上限は定められない。隨て手数料剩餘を生ずるが如く、手数料率を定めることを得る。併し此は使用手数料のみに當り、行政手数料には、其收入が關係行政分科の費用を越ゆべからざること定めらるゝといふことであり、又クッツァーに依るとバイエルンにては一般に水道瓦斯電氣事業、檢査所、車等は利益の爲めに營まれ、隨て支出の充足に必要なよりは多くの手数料を徴するを例とするといふ。

(註六) オーデンキルヘンは舊の法を以て、手数料は設備の全費用を充たすべきものと解するが、實際にもランツベルグに依れば其或市例之、ドルトムンド、リクスドルフにては、下水手数料を其收入が其全年經費三元利拂費を含めてを充たすが如くに測定し、クッツァーに依れば、バイエルンにても屠畜場、家畜場、塵埃取、浴場及墓地の手数料は餘剰も生ぜず交付金も要せざる程度のもとするといふことである。

(註七) ランツベルグに依れば、善の或市例之、マケテアルグにては下水手数料の高さが全く費用の高さに顧慮なくして決定せらるゝといふことであり、ビルンパウムに依れば、ザクセンマイニンゲンでは、手数料が唯だ當該設備の費用の充足のためのみ徴收せらるゝを得ることの規定が此に定められない。隨て市町村が之につき廣き徴收權を持つといふことである。

- 6) Walcker, Fw. S. 24. Borght, a. a. O. S. 66-67. Roscher, System d. Fw. 5. Aufl. I. S. 126-7. Bastable, l. c. p. 159-160. Schäffle, Steuern. A. T. S. 30.
 7) Odenkirchen, Interessentenbeiträge. S. 76. Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 18. 123. Kutzer, a. a. O. S. 218.
 8) Odenkirchen, a. a. O. S. 76. Landsberg, Die Entwicklung des Gemeinde-

(註八) 市の或市例之、アレヌラウ、ケーニヒスベルヒでは下水につき費用の一定部(半分)を租税により残る手数料により充たす所であり、バイエルンでは病院、學校、實驗所、下水、街路掃除、便所につきては手数料は多くは一般方便よりの交付金を避るには足らぬといふ。¹⁰⁾

(二) 一定部の定め方——處で右費用の中の一定部を定める、其限界の定め方は實際難問題である(註九)其は勿論其施設又は公務の性質に依りて異るべく(註一〇)、大體は其に於ける公益の分子の大小に依るべきものである(註一一)。著しきは例之義務教育の授業料の如きにては、此場合公益が重大であるから、全費用の一割以内にて可からうし(註一二)、營業免許料の如きは當該營業者の特に受くる經濟上の利益が大いから、費用の九割以上全額以内にて可からう。此兩極端の間にては各箇の公務を比較して相當考慮の上、其々に定めるの外ない。そして夫の道路の如きに就ては、全費用中、特別課徴にて充たされざるもの、約半分位を手数料に負はすの外適當なる分配方法がなからう。即ち沿道地主は道路と密接不可離關係にて特別利益を受くる故其負擔は全く特別なるものとし、其他の一般人の之に依り受くる利益の中に就き、箇々の場合に其中の或人々が之を通行することに依りて現實に受くる利益と、之が通行可能と并に之が爲めに生ずる一般文化及經濟發達とにより一般人が受くる觀念上の利益とを對立せしめ、此二のもの、間に略ぼ對等の價値を認むる外はない。そして此二のもの、間に對等の重要を認むるのは、箇々の人々の現實通行利用の多き程のものは、結局一般人の受くべき觀念上の利益も多き所であり、前者の少きものは後者も少

10) Landsberg, a. a. O. S. 10. Kutzer, a. a. O. S. 218.

く、夫の沿道地主の利益と其他の一般人の受くる利益との間に於ける差等關係(註一三)とは趣の異なるものがあるからである。尤も現實通行者に對する手数料を採用することの不利なる場合にはむしろ之を止めて、觀念上の利益に對する負擔と共に、租税にて取るの外なきことであらう(註一四)。

(註九) ビルンバウムは、各箇の課徴物にて、其が手数料たるべく止み、租税たるべく始まる所の確固たる限界を引くことは不能であるといひ、シエフレも之を如何にするかは嚴格には計算すべからずといふ。¹¹⁾

(註一〇) ヲグナーは、如何なる高さにて之を課すべきかは一般にいふことを得ぬ。設備及制度の各種のもの、事情によりて定むべきものであるといひ、匿名政治家も、各々の國家營造物に於て全體の分前及分擔が如何に大なるべきやは、此の如きもの種類に係るといふ。¹²⁾

(註一一) エーベルヒは、當該國家設備にて一般利益が大なれば大なるほど、其要求に對する手数料は一層低く測定さるべく、前者一層小なれば後者一層大なるべしといひ、ロツシアも、全體上は公益が當該國費にて私益を超過すればするほど、手数料は愈々低くなり、結局純國家經費(無手数料)の原則に歸着すべきものであるといふ。¹³⁾

(註一二) ニツチは之につきて、教育が之を受くる者より拂はるゝことは良い。併し之を受けんとする者を失望せしめざる方法にて拂はなければならぬ。授業料が餘りに高きときは、此が不正及有害であらうといひ、ビルンバウムは普魯西につきて、手数料は種々の例外を受くる。特に設備が主として公益に關し、手数料を取ることに於て貧民にも出來るだけ容易に利用せしむる固有の目的の無効なる場合に然りとする。例之、病院、保養院、學校此にては手数料徴收の強制なしの如しといふ。¹⁴⁾

(註一三) 前々論文第一段の(一)の(A)の(ろ)參照

(註一四) 前論文第一段其(一)の(二)の(B)の(ろ)の(一)參照

11) Birnbaum, a. a. O. S. 17. Schäffle, a. a. O. S. 30.
 12) Odenkirchen, a. a. O. S. 26. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 138.
 13) Eheberg, Fw. 9. Aufl. S. 139. Roscher, a. a. O. I. S. 126.
 14) Nitti, l. c. p. 253. Birnbaum, a. a. O., S. 18-9.

第二 手数料總額の分配

(一) 主たる分配標準(費用か利益か)

(A) 利益に依る場合——(イ)右の如くにして手数料として徴收さるべき總額は大體定まるとして、其を各箇のものに如何に割當てるか、次ぎの問題である。之につき夫の特別課徴が利益に應じて分配せらるゝに對して、此手数料は費用に應じて定むべきものとする見解があるが(註一五)、此は必ずしも當を得ない。特別課徴にても費用に依る點があり、又費用にのみ基きて定むる例さへもある(註一六)。手数料とても利益に依るを得る場合には必ずしも費用に依らずして利益に依ること、毫も其の特別利益に對する報償たるの性質に反しないのみならず、むしろ之に適當して居る(註一七)。詳しくいへば夫の特別課徴の利益に應じて配當されても、其の實際的利益を指示することが困難で、推定的利益標準に依るの外なきことがあり、隨て結局一定費用部を特別利益の全額と推定して之を各人に其々の推定的利益標準に應じて配當するの外なきものがあり、或は又實際的利益に依る場合と雖も、其合計が一定費用部を越ゆる時は、其實際的利益に依らずして、一定費用部を最高配當總額として此を單に實際的利益の度に應じて配當することになり、矢張り費用といふものが課額を定むる大切なる土臺となる。即ち特別課徴が利益に應じて配當さるゝといふても費用を無視したのではなくて、大に之を考慮し、之を基礎とする所である。此と對立して手

手数料が果して費用のみに依るかといふと、此とても此費用のみに依りては公平でなく、利益の度に應じて配當するの公平なるを得ることが少くない。成程之より取らるべき總額には大略費用が標準になる。夫の一定費用部を標準とする。而かも此にて特別課徴の場合の如く、一定費用部と課額の總額との一致は得られ難い。事の性質上、手数料にては其總額は實行の後に非れば分らない。大體夫の一定費用部を單に目安として配當するに止まる。此場合費用が精密なる標準ではなくて、大體の標準といふに止まる。そして此費用の一定部の基礎となる或行政的施設の費用といふもの、計算も時に頗る困難である。其の明なることもあるが、他の行政と一緒になつて居て、一の行政の費用の精密にいひ得ないこともある。此場合の費用が斯かるものであるから、之のみに依らずして別に利益にも依ることは一層賦課を公平に近かしむる所以であり、又前にもいふ如く手数料の性質に反せざるのみならず適應する所以でもある。(ろ)そして手数料を利益により配當するとすれば、其は關係物體の大きさ又は價値の如きに依ることとなる(註一八)。で斯かる標準の見付けらるゝ場合には之に依るのが適切である。

(註一五) 例之ヨツサは手数料にては測定標準は生ぜられたる支出の高さに基くといひ、匿名政治家も、費用のみが手数料測定の標準となるべく、而して此勤務給付より各人の爲めに生ずる所の特段なる利益が標準となるべからずといひ、ニツサも手数料には其額が勤務の生産費に相當せざるべからずといふ考を含むといふ。そして、實際普魯西の地方課徴物法に依るも手数料は通例、施設の管理及維持費が充たさるるが如くに測定すべきものである。¹⁵⁾

15) Cossa. a. a. O. S. 47. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 139. Nitti. I. c. p. 250. Zelle, a. a. O. S. 74. Odenkirchen, a. a. O. S. 6. Birnbaum, a. a. O. S. 18.

(註一六) 例之パターンに分擔金は、其高さが凡べて設備の費用によりて定めらるゝ所である。¹⁶⁾

(註一七) コーンは此見を採る。曰く手数料は特段なる利益に對する特段なる報償を表はし又は各個の成員の利益が公共團體に特段なる損害(費用)を引起し、其が成員より報償さるべきものである。¹⁷⁾
尤も之に對し反對説あり。例之ラウは此は國家權力が或設備に於て爲すべき費用に對する特段なる報償として見らるゝことを得るといひ、匿名政治家は此を以て各箇人が彼より時に促されたる費用の爲めに拂ふべき分擔金であるといふ。¹⁸⁾

(註一八) 例之、普魯西の下水手数料は、或は屋賃の高さにより、或は家屋税に於ける利用價值即ち家屋の時價に依り或は導かるゝ水の立方尺により又は此後の二つのものゝ結合に依る。塵埃取の手數料は或處では(ケルン、フランクフルト)借屋人より屋賃に應じて徴せられ、併し多くは屋主より或は家屋の利用價值、室の數の如きものに應じ又は取去られたる入物の數に應じて課せらるゝ。そして水道使用料はフランクフルト及カッツセルにては水の使用料に依らないで、屋賃に應じて借屋人より拂はるゝ。尚ほ又カッツセルにては右の借屋人より取らるゝ所の水の使用料及立法メートル毎に一定率に依る過剰使用に對する一定附加料の外に、家主より家屋税の十分一の利用分擔金を取る。バイエルンにては下水及塵埃取手数料は、往々にして取られたる材料の額又は水管の前面長の代りに、材料の排除せらるゝ填處の賃貸價格に依る所である。¹⁹⁾

(B) 費用に依る場合——(い)處が場合に依ては右の如き標準の見付からぬ場合がある。特に手数料の場合には見様によりては特段なる利益を受けたらうといひ難き場合さへある(註一九)。此場合強めて利益標準を求むるに及ばぬ。強めて之を求めて不公平に陥てはならぬ。此場合には各個のものが平等の利益を受けたらうと見做して、夫の一定費用部を割當てることに依りて、公平を得させるより外致方がない。(ろ)其には過去數年間の平均を基礎とし、其の起り來りたる平均件數により所要總費額中の一定部を除して得たるもの即ち平均入費に依るの外ない(註二〇)。勿論此の如きもの

16) Odenkircheln, a. a. O. S. 13.

17) Cohn, System d. F.w. S. 132.

18) Kau, Grundsätze d. F.w. 5^{te} Aufl. I. S. 349. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 70.

19) Landsberg, a. a. O. S. 7. 10. Kutzer, a. a. O. S. 220.

も、一旦定めたる後、事情の推移に依り、一方には費用の増減と他方には事件の増減とによりて時々變更修正を要することにはなる。又初めて之を定める場合には件数につき全く推定に依る外なきことも之あるべきである。

(註一九)

オーテンキルヘンが、手数料では必然に給付及反對給付の價値につきての割合が存しないといふのは過ぎて居るが特に夫の刑事手数料の如きにては、見様により當事者に利益を與えずして損害を與ふるものとも見らる。尙ほヘツケルが、費用標準は通例、箇人の利益の進捗に對し官廳行為の間接共方の存する場合に現はれ、利益標準は直接に

特段なる權利的利益の達せらるる場合に問題となるといふのも、必ずしも當らない。

(註二〇)

エーベルヒは、手数料の最高限は通例、官廳の經常費の平均にありといひ、フオツケが、手数料の自然的高さは、國家に彼より引起されたる行為により生ずる所の費用によりて測定せらる。此故に手数料は關係者の持つ所の利益の大きに顧慮なくして同種の場合には同一ならざるべからずといふも同である。

(C) 右兩場合の總括的批評——就れにせよ手数料の場合にも矢張り特別課徴と同様に一定費用部の配當に外ならぬこととなる。そして其が結局精密に豫定額に達せざることがあり又は時に之を越ゆることのある點につき特別課徴と異なるが、併し其一部分のものが推定的利益標準に應じて配當せらるることには於て特別課徴と同といふこともある。唯だ他部は平均入費に依ることになるが、此も見様によりては一の推定的利益に依るともいへる。併し手数料にては特別課徴の如く實際的利益に依ることはない。で特別課徴と手数料との此配當標準に關聯しての相違は、總額が一定費用部に一致すると否と、實際的利益に依ることの有無に存することになる。

20) Odenkirchen, a. a. O. S. 7.
 21) Heckel, Gebühren (Conrad, Hwb. 3 Aufl. IV.) S. 514. Derselbe, Lehrb. I. S. 90.
 22) Eheberg, a. a. O. S. 139. Vocke, a. a. O. S. 90.

(二) 特段なる標準

以上の外、手数料に於て右よりも特段なる標準に依ることがあり又は之を加味することがある。爲めに右の標準にて定まりたるよりは低くなることが起り、高くなることが起る(註二一)。其が或は豫防又は教育上の目的より生じ、或は給付能力の考慮より生ずる。

(註二一) エーベルとは手数料にては特段なる場合に夫の平均率以下たることも以上たるも行はるといふ。²³⁾

(A) 給付能力の考慮

(い) 特に貧民の爲めの免除又は軽減——上記の標準により定まりたる手数料を特に貧民に對して免除又は軽減することがある(註二二)。此は給付能力の考慮の結果ともいはるゝが(註二三)、此場合之を給付能力の考慮といふ租税の標準を假らずとも説明することを得る。即ち夫の施設の利用が一般的重要な大なるもので、貧民と雖も之が利用を避けることを許してはならぬのに、若も此に手数料があるならば、貧民が其施設の利用を爲さざることゝなるを防がんが爲めとも解するを得る(註二四)。

(註二二) ヘツケルは手数料の徴收を一部免除又は全部免除にまで其輕易の方へ導き得る場合があるといひ、ホルゲトも、經濟上弱き國民階級が手数料を各箇の場合に全部又は一部免除せられ、又は勤務給付の一定のものが豫め無手数料とせらるゝことを排除しないといひ、ツェルに依れば普魯西の地方課徴物法にても無資力の考慮が排除せられずといふ。²⁴⁾

(註二三) ビルンバウムは之を解して、普魯西にては手数料の全免にまで給付能力に依る分級が許すべきものとせらるゝを爲

²³⁾ Eheberg, a. a. O. s. 139.

²⁴⁾ Heckel, Gebühren, S. 515; Derselbe, Lehrbuch. I. S. 91. Borgh, a. a. O. S. 67. Zelle, a. a. O. S. 76.

し、ツェレンも手数料率を給付能力により分級して全免に至らしむることは許すべきものといふ。²⁵⁾

(註二四) 匿名政治家は、均しく此制度より利用を爲さざるべからざる凡べての貧なる給付能力なき人民の爲めに、費用が全體より引受けらるべきものであるといひ、コンラドは、全體に容易に利用さるべき福祉的制度的の利用につき貧民に餘り多く課するのは残酷なるべしといひ、コッサも手数料支拂の例外として絶對の貧乏な舉ぐ。ツェレンに依れば普魯西にても凡べての市町村民に又は其各箇の階級に施設の利用の義務あるときは、又は右の者が施設の利用に指定されたときは、手数料率の相當なる軽減が許さるべし。此種の場合に手数料の徴収が中止さるゝことを得といひ、ビルンバウムもプラウエンシュアエヒの説明にて、手数料率の全部又は一部軽減は設備が凡べての市町村民又は其各級より利用されざるべからず又は此者に指定せらるゝときには生じ得るといふ。²⁶⁾

(ろ) 一般に給付能力の考慮——啻に貧民の處にてのみならず、凡べての人に對して給付能力を考慮して手数料を定めることを得る(註二五)。併し此の如きは名義上こそ手数料ではあるが、最早其實は租税に外ならない(註二六)。固有の手数料とはいへなす。

(註二五) 註二三參照

(註二六) シェフレレーは、財政々策は十分自覺して手数料率にて費用及使用價值又は利益を超えて定めた。そして租税に手数料を裝はしめたといひ、コンラドも此の如き支拂が費用を超過したる高さにて取らるゝときは此が租税性質を得るといひ、バステールは、普通の利益が超えらるゝときは、役所より有たれたる獨占は租税として使用せらるゝといひ、マクナーも手数料収入の結付く所の公共制度が正當なる經濟上の原則により計算されたる費用を超えて餘剰を生ずるときは此餘剰は固有の租税に屬すといひ、ローズウオターは、手数料は特別勤務の費用よりも多く取ることによりて、其超過に關して間接税に容易に且つ便利に變形せらるゝを得べしといふ。²⁷⁾

尤もロツシアは手数料が餘剰を生ずるも、爲めに手数料が租税とならずといふ。²⁸⁾

25) Birnbaum, a. a. O. S. 20. Zelle, a. a. O. S. 76.
 26) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 139. Conrad, a. a. O. S. 118. Zelle, a. a. O. S. 74. Birnbaum, a. a. O. S. 63. Cossa, a. a. O. S. 48.
 27) Schäffle, a. a. O. S. 30. Conrad, a. a. O. S. 5. Bastables, l. c. p. 160. Rosewater, Special assessments. p. 136. Wagner, a. a. O. S. 38.
 28) Roscher, a. a. O. I. S. 30.

(B)豫防又は教育の理由——に基きて手数料の正常の標準にて定まるべきものよりも高く定めらるゝことがあり得る(註二七)。此の場合には前記(A)の(ろ)の場合の如く利益又は費用標準を止めて異りたる他の標準を取るのではなくて、利益又は費用標準を土臺として少しく豫防又は教育の趣旨を加味したに止まる。故に此場合は之が爲めに其が手数料たるの實を失ふには至らぬ。

(註二七) ヘツケルは曰く、特段なる觀察點より手数料額を費用及勤務價値以上に出でしむることを得ること(其が爲めに手数料性質を失ふことなくして)を注意すべし。此の如き標準は多くは豫防又は教育上の性質を持つこと。²⁹⁾

結 論

以上要之、手数料の特別課徴との順位は明かに手数料が特別課徴に一步を譲るといふことにある。然るに手数料額決定の標準といふことに就ては、精密なるものを得ることは難く、多少蓋然的のものにて満足せざるべからざる憾はある。³⁰⁾併し大體は其々の公務にて相當なりと認めらるゝ其費用の一定部を總額と爲し、利益標準の適當なるものある場合には、之に依りて略ぼ右の總額を得らるゝが如くに分配し、此利益標準の求め難き場合には、概算又は推定に基く件數に依り右の總額を除して得たる平均入費を求めて手数料額とすべきものとなる。其他に給付能力を考慮し又は豫防教育を加味することはあれども、其は凡べて手数料の本質には屬しない。

29) Heckel, Gebühren. S. 514-5. Derselbe, Lehrbuch. I. S. 91.

30) Birnbaum, a. a. O. S. 18.